

議案第 49 号

市川市特別会計条例等の一部改正等について

市川市特別会計条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市特別会計条例等の一部を改正する等の条例

(市川市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別会計条例(昭和 39 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

(市川市市川駅南口地区市街地再開発事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第 2 条 市川市市川駅南口地区市街地再開発事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 17 年条例第 3 号)は、廃止する。

(市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成 13 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条の 2 第 3 項」を「第 2 条の 2 第 4 項」に改める。

第 5 条中「市川市新田 5 丁目 1 1 8 番 3」を「市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日前に第1条の規定による改正前の市川市特別会計条例第1条第6号の市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計に係る債権として確定した収入及び債務として確定した支出については、同号の規定は、同年5月31日までの間、なおその効力を有する。

## 理 由

市川駅南口地区第一種市街地再開発事業に係る工事等が完了したことに伴い、市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計及び市川駅南口地区市街地再開発事業財政調整基金を廃止するとともに、同事業に係る事務所の所在地を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。